新潟市ラブホテル建築等規制条例等の一部改正について(案)

1 改正の理由

旅館業法の一部を改正する法律が平成30年6月に施行され、最低客室数の基準が削除されるなどの規制緩和がありました。このため、旅館業法との整合性を図りつつ、ラブホテルと判断する構造及び設備を見直すとともに手続きを明確にするため新潟市ラブホテル建築等規制条例(以下、「条例」という。)の一部及び告示を改正する。

2 条例の概要

旅館・ホテル等を新築や増築する場合に、建築主が建築計画について市に届出ることとして おり、市は条例に基づき計画がラブホテルに該当するかを判断し、該当する場合には、学校、 児童福祉施設、都市公園等の付近や地域住民の承諾が一定以上ない場合には建築ができず、ま た、それらの要件を満たして建築ができる場合であっても、良好な生活環境の維持を目的に条 件を付けることができ、違反した場合には、工事の中止や原状回復を命ずることができる。

3 条例等の改正案の概要

(1) ラブホテルに該当する構造設備の改正

現行規定のうちの駐車台数、客室の面積、ベッドの大きさではラブホテルと判断をすることは困難なため削除し、「休憩料金等の表示」「フロントの遮蔽」「客が従業員と面接せずに客室を利用できる設備」「客室内の自動精算機等」を追加する。

現行	改正案	備考
条例第2条第2号(ラブホテルの定義)		改正
(略)別表第1に定める構造及び設備 <u>を</u>	(略)別表第1に定める構造及び設	
有しないものをいう。_	備 <u>に該当する</u> ものをいう。	

条例別表第1

現行	北江安	
5元1 J	改正案	
1 営業時間中自由に出入りすることの	<u>駐車場又は屋外から</u> 共用の玄関、フ	改正
できる玄関	ロント、廊下、階段、昇降機等を経	
2 受付及び応接のように供する帳場、フ	由しないなど <u>客同士が対面すること</u>	改正
ロント等から各客室に通じる共用の廊	<u>なく</u> 客室に出入りすることができる	
下、階段、昇降機等の施設。	構造である。	
3 自由に利用することができ、 <u>かつ、客</u>	自由に利用することができる <u>適当な</u>	改正
<u>室数に応じた</u> 広さを有するロビー <u>、応接</u>	広さのロビー等の施設 <u>がない</u> 。	
<u>室</u> 等の施設		
4 食堂、レストラン、喫茶室等及びこれ	食堂、レストラン、喫茶室等及びこ	改正
らに付随する調理室等の施設	れらに付随する調理室等の施設 <u>がな</u>	
	<u> </u>	
5 意匠、形状、色彩が付近の環境を損な	意匠、形状、色彩が付近の環境 <u>と調</u>	改正
わない素朴な外観	和していない。	

6 車庫その他の駐車施設の駐車可能台	削除
数が、全客室数の2分の1の範囲内であ	
るもの。ただし、集会室、会議室等を設	
けるため車庫その他の駐車施設の駐車	
可能台数が全客室数の 2 分の 1 を超え	
ることがやむを得ないと認められると	
きは、この限りではない。	
7 前各号に掲げるもののほか、特に市長	
が定める構造又は設備	

条例別表第1第7号の構造又は設備(告示)

現行	改正案	備考
1 18 ㎡以下の一人部屋の床面積の合計		削除
が全客室の床面積の合計の 3 分の1以		
上を占める構造		
2 ダブルベッドを備える部屋の数が全		削除
客室数の10分の1を超えない構造		
3 客の性的感情を刺激しない清楚な内	客の性的感情を刺激する恐れのある	改正
装、照明、装置、装飾品等の内部設備	内装、照明、装置、装飾品、 <u>寝台</u> 等の	
	内部設備	
	休憩料金の表示など休憩利用できる	追加
	旨を強調する表示	
	客と従業員との見通しを遮るカーテ	追加
	<u>ン等を取り付けたフロント</u>	
	客が従業員と直接対面せずに客室の	追加
	利用を可能にする設備(おおむね1	
	0分以内に駆けつけることができる	
	管理事務所等で直接対面と同等の機	
	能を有する設備を設け従業員と面接	
	<u>する場合を除く)</u>	
	客室に設置する自動精算機等直接従	追加
	<u>業員と対面せずに料金の支払いをす</u>	
	ることができる設備(フロントに近	
	接して設置するものを除く)	

(2) 手続きについての改正

届出のあった建築計画について、市はラブホテル該当又は非該当の通知をすること、及び建築主は計画を変更する場合に届出をすることを追加する。

4 施行日

令和2年4月1日(予定)